

○学校法人明治薬科大学行動規範

制定 平成21年9月9日
改正 平成27年9月9日

学校法人明治薬科大学（以下「本学」という。）の役員及び職員並びに本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）は、高等教育機関に課せられた公共性と社会的使命・責任を認識し、職務の遂行に際して誠実で高い倫理観を保持し、教育研究活動の目標を実現するため、研究活動の公正性、倫理性、信頼性を確保し、研究活動を行う機関としての社会的な使命・責任を果たすために、次の行動を実践する。

1. 法令等の遵守

法令や社会規範を遵守し、公序良俗に反するような行為を厳に慎み、本学の方針、諸規程等を誠実に守り、職場秩序の保持に努める。また、業務上知り得た情報を適切に管理し、保持に努める。

2. 有為な人材育成

学生が受益者との基本認識のもと、建学の精神、大学の理念・教育目標の実現に向けて教育研究を行い、社会から求められる人材の育成に取り組む。そのため、常に教育及び学習環境を整備し、教育課程の見直し、授業方法の改善に努め、教育研究の質の改善に取り組む。

3. 高い倫理観を持った教育研究活動

教育研究活動において高い倫理観を持ち、研究成果を広く社会に還元する。また、教育研究活動において研究の実施、研究費の使用等については、関係法令及び規程等を遵守し、教育研究活動におけるあらゆる不正行為が起らない環境（実効性のある管理・監査体制）を整備する。

4. 健全な職場環境の構築

労働関係法令及びその精神を遵守し、安全で健康的な職場環境を整備するとともに、いかなる差別、ハラスメントも行わず、お互いの人格・人権を尊重する。

5. 公正かつ妥当な入学者選抜

アドミッション・ポリシーに基づき、多様な受験機会を提供し、公正かつ妥当な入学者選抜を行うとともに、関係するあらゆる情報の管理等に細心の注意を払い入学者選抜を実施する。

6. 社会貢献

社会貢献は大学の重要な役割の一つと認識し、常に地域社会への貢献や連携を考え、開かれた大学づくりを行う。また、教育研究成果を積極的に社会に還元し、生涯に亘って学習できる環境作りを行う。

7. 環境問題への取り組み

環境問題を大学が社会的責任を果たしていく上での重要な課題の一つとして認識し、持続可能な経済社会システムの構築に寄与するため、積極的に環境保全・資源保護に取り組む。

8. 積極的な情報公開

学生・卒業生・保護者はもとより、社会全体に対し、教育研究活動状況・財政状況等を適切に開示し、学校法人及び大学に対する理解と信頼を確保することに努める。

9. 資産等の適正な管理

資産及び外部資金を適正かつ効率的に管理し、正当な業務目的以外には使用しない。また、取引先の選定を行うに当たり、合理的かつ公正に行い、自己の立場を利用した取引は行わない。

10. 研究者の責任

研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有する。

11. 研究者の行動

研究者は、その研究が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し行動する。また、研究によって生み出される知の正確性・正当性を、科学的に示す最善の努力をする。

12. 研究活動における不正行為の防止

研究者は、自らの研究活動の立案、計画、申請、実施、報告等の過程において、研究・調査データ等の管理・保存に関し、厳密な取り扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないことはもとより、不正行為に加担しない。

13. 研究費の適正使用

研究者は、研究費の使用にあたっては、学費のほか、国・地方公共団体等から交付される補助金・助成金及び企業等から負託されたものであることを常に認識し、研究費ごとに定められた条件、ルールを遵守し、適正に使用しなければならない。

14. 研究成果の公開と説明

研究者は、自らが行う研究の意義と役割を社会に公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くよう努める。

15. 人権の尊重と差別の排除

研究者は、研究・教育・学会活動において、個人の自由と人格を尊重し、人種、性、地位、思想、宗教などの違いによって個人を差別しない。

16. 利益相反

研究者は、自らの研究行動について、利益相反の発生に十分な注意を払い、「明治薬科大学利益相反ポリシー」に基づき、利益相反による弊害が生じないように努めるとともに、公共性に配慮しつつ適切に対応する。